

平成27年12月16日

法務省 御中

全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事  
弁護士 高 橋 正 人

## 少年法適用年齢引き下げに関する意見書

### 1 応報について

どの刑法の教科書にも最初に、刑罰の本質について「応報」であると書かれています。もちろん、近代国家では私的制裁を許すと社会秩序が乱れるという理由で、私的リンチが禁止されています。その代わりに、国家が代わって処罰してやろうというのです。

被害者遺族からすれば、加害者が成人であろうと、少年であろうと、受けた被害の大きさ、悔しさ、悲しみは変わりありません。国家に、自分たちに代わってきちんと処罰して欲しい、加害者に罪を償って欲しいという気持ちは、加害者の年齢に関わりがありません。

少年による集団リンチで息子を殺されたある被害者の母親がこう嘆いていました。「警察では、少年にも将来がある、少年の更生も考えなければならぬ。家庭裁判所では、親御さんの心情を聞きたい訳ではない。ここは事実関係を明らかにするところではありません」と言われたそうです。何が起きたのか、殺された息子のことなんてどうでも良いという態度だったのです。

犯罪の被害者、とくに凶悪犯罪の被害者の立場からすれば、20歳未満であっても、相応の処罰を受けて欲しいと願っています。ですから、応報とい

う側面が薄くなる少年法の適用年齢は、できるだけ引き下げて欲しいと皆、願っています。

犯罪被害者等基本計画にも、刑事司法は、社会の秩序を図るという側面とともに、犯罪被害者のためにもあると定め、このことは少年事件であっても何ら変わりがないと定めています。

そこで、少年法の適用年齢を考えるにあたっては、事件の最大の当事者である被害者の意向にも十分、配慮して欲しいと思います。

## 2 社会のコンセンサスについて

もちろん、被害者遺族も、加害少年の更生という側面を否定するものではありません。

しかし、問題は、どのくらいの年齢までであれば、少年鑑別所により資質鑑別、家庭裁判所調査官による社会調査、家庭裁判所裁判官による保護処分を受けさせるのが、社会のコンセンサスになっているかという点です。

あすの会の幹事に、山口県光市の本村さんがおられることはご存じのことと思いますが、彼の事件の加害者は犯行当時、18歳でした。裁判は紆余曲折しましたが、最終的には死刑判決が確定しました。母親を殺害し、乳飲み子を無慈悲に殺害した少年に対し、裁判官はもとより、社会一般の人も皆、死刑が当然だと考えました。

また、あすの会の会員の中には、軽トラックを使って、息子さんを殺害された遺族がいます。この事件では、犯行当時19歳の少年が、80km/hくらいに加速した上で、自分が怪我をするのを恐れ、わざと助手席付近にぶつかるようにハンドル操作をした上で、銀行から帰宅途中だった被害者を後ろから故意にはね飛ばして死亡させました。加害少年は、仕事上のことで日頃から叱られていた父親に仕返しをしようと考え、人を殺せば父親を困らせることができるという理由から、人をはね飛ばしたのです。警察では、「知らない人だから死んでも構わない」と言い放ったそうです。また、裁判では、弁護人に殴りかかろうとしたりして、2度に渡って暴れ、退廷処分を受けま

した。しかし、少年だということで少年法で厚く保護され、判決は5年から10年の不定期刑が言い渡されました。少年は、被告人質問の中で、「出所したら、またやってやる。今度は、もっと大きな事をやってやる」と言い放っていました。でも、彼は長くても10年で出所してしまいます。

さらに、商品の菓子に、つまようじを突き刺す様子などが動画サイトへ相次いで投稿された事件では、19歳の無職の少年が逮捕起訴されました。少年は、「18歳以上に少年法の適用はならない」などとうそぶいていると報道されていますが、このような言動を見ても、十分に大人の判断能力を備えていることは明らかです。

昨年12月には、大学生が、「殺してみたい人は沢山いる」とツイッターに投稿し、事件があったとされる当日に、「ついにやった」とつぶやいて、高齢者を殺害した事件もありました。大学生は19歳でした。

こういった様々な事件の加害少年に対して、社会は、少年法で厚く保護するのが適切だと考えるのでしょうか。今や、18歳や19歳の凶悪犯罪がかなりあり、20歳以上の人と処遇を変えるほどの差があるとは考えられません。大人と同様の処罰に服するべきだというのが、被害者遺族を始めとする社会の一般的なコンセンサスになっていると思います。

### 3 社会制度の実態について

社会制度の実態を考えても、同じように言えると思います。両親及び学校の教師による、庇護や監督によって、健全な指導や教育がなされているのは、高校卒業までというのが社会的な実態です。なぜなら大学は、学問的研究活動をする場であり、親の日常的な庇護や監督を離れ、大学の教授も日常生活まで監督はしないからです。まして、高校卒業後、一般社会人になれば両親の庇護や監督は全く及ばず、一社会人としての責任も負わされています。従って、だいたい高校を卒業するくらいの年齢であれば、つまり概ね18歳以上であれば、一社会人と変わらない責任を負わされている、犯罪に対する判断能力も大人と何ら変わりがないというのが多くの国民の理解だと思いま

す。

#### 4 他の法令との整合性について

民法の成人年齢や選挙権を18歳とするのであれば、権利の保障と責任の取り方は表裏一体の関係にあるのですから、少年法の適用年齢を考察するにあたって、当然、重要な判断材料の一つにしなければなりません。特に、選挙権が付与されるのに併せて、義務も大人並みになるということを高校教育の段階から行っていないとモラルハザードが助長される虞れがあります。

いわんや、普通乗用自動車などの運転免許の取得年齢が18歳以上であるのに、18歳や19歳の少年が、危険運転致死傷などの自動車運転処罰法違反事件を起こしたとき、少年法で手厚く保護されることに対しては、被害者を含め国民はだれも納得ができません。

#### 5 一般の刑務所における更生教育について

日本弁護士連合会は、平成27年2月20日付の意見書で、一般の刑務所よりも家庭裁判所による保護処分等による方が、更生可能性が高いと述べていますが、そうであるなら、18歳、19歳に限らず、30歳でも、50歳でも、全て家庭裁判所の保護処分等にすれば良いではありませんか。

一般の刑務所でも当然、更生教育を重視しているのですから、一般の刑務所では18歳、19歳の少年の更生が期待できないかのような論調は、理解が困難です。もし、仮に一般の刑務所では更生が難しいというのであれば、それは刑務所の在り方が問題なのですから、それを改善すれば良いことで、そのことゆえに18歳と19歳について少年法を適用すべきだという理屈にはなりません。